

## 工事下請負基本契約約款

### (総 則)

寄神建設株式会社（以下「甲」という。）と下請負人、以下「乙」という。）とは、甲が乙に注文する工事に関し、次の条項を締結する。

第 1 条 甲及び乙とは、元請負人と発注者との契約にかかる工事（以下「元請工事」という。）を完成するため、個別工事について、注文書、注文請書に定めるもののほか、この工事下請負基本契約約款（以下「約款」という。）に基づき、設計図書（別冊の図書、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。）及び見積条件に従いおのおの誠実に契約を履行する。

### (個別工事の契約)

第 2 条 乙は、個別工事について設計図書及び見積条件に基づいてあらかじめ見積書を提出する。

2. 甲は、見積書を審査したうえで乙に注文書を発行し、乙は注文請書を提出する。これにより個別工事（以下「この工事」という。）の契約（以下「この契約」という。）が成立する。

### (書面主義)

第 3 条 この契約の内容の変更、又はこの契約の各条項に基づく協議、承諾、通知、指示、請求等は、この約款書に別に定めるもののほか原則として書面によりこれを行う。

### (請負代金内訳書及び工程表)

第 4 条 乙は、設計図書に基づく請負代金内訳書、工事計画書及び工程表を作成し、契約締結後すみやかに甲に提出して、その承認を受ける。

### (関連工事との調整)

第 5 条 甲は、元請工事を円滑に完成するため、この工事と施工上関連ある工事（以下「関連工事」という。）との調整を図り、必要がある場合は、乙に指示を行う。この場合においてこの工事の内容を変更し、又は工事の全部もしくは一部の施工を一時中止したときは、甲と乙とが協議して工期又は請負代金額を変更できる。

2. 乙は、関連工事の施工者と緊密に連絡調整を図り、元請工事の円滑な完成に協力する。

### (法令等遵守の義務)

第 6 条 甲及び乙は、建設業法、労働安全衛生法、その他工事の施工、労働の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を遵守する。

2. 甲は、乙に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に基づき必要な指示、指導を行い、乙はこれに従う。
3. 乙は、施工するにあたって、再下請負人（以下、「請負者」という。）に前 2 項に規定する法令、行政指導並びに乙の指示、指導を遵守させる。

### (特許権等の使用、機密の保持)

第 7 条 乙は、第三者の特許権その他の権利の対象となっている施工方法、工事材料建設機械器具を使用して工事を施工するときは、その使用に関する一切の責を負わなければならない。ただし甲の指図によって使用するものはこの限りではない。

2. 乙は、この工事について、発注者及び甲の企業機密並びに施工上の工法、技術これらに関する情報知識又は営業上の機密の一切を、この工事の完成後であっても他に漏らすことはしない。
3. 乙は、被用者（作業員を含む。以下同じ。）ならびに請負者及びその被用者についても、これらの秘密を保持させるものとする。

（安全・衛生の確保など）

第 8 条 乙は、施工にあたり事業者として工事従事者の災害の防止はもとより第三者の生命、身体または財産に損害を与えないよう万全の措置をとるとともに乙は安全誓約書等に定める事項を守る。

2. 乙は、災害防止のため、甲の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を遵守するとともに自ら作業基準を確立し、かつ責任体制を明確にする。
3. 乙は、その被用者又は請負者の被用者の業務上の災害補償について、労働基準法第 87 条第 2 項に定める使用者としての補償引受の責を負う。なお、労災保険の取扱については注文書、注文請書において明示するものとする。

（事業内容の報告）

第 9 条 甲及び乙は、相手方に対して必要があるときは、その事業経営の内容等について報告を求めることができる。

（契約保証）

第 10 条 契約保証はこの工事において甲と乙とが協議の上決定する。この場合、金銭保証人は当該金銭保証人をたてた甲又は乙の債務の不履行により生ずる損害金の支払いを行う。

2. 保証人は、当事者の債務の不履行により生ずる金銭債務について当事者と連帯して保証の責を負う。

（権利義務の譲渡）

第 11 条 甲又は乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2. 甲又は乙は、工事目的物又は工事現場へ搬入した工事材料を第三者に譲渡及び貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供しない。ただし、相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（一括委任又は一括下請の禁止）

第 12 条 乙は、一括してこの工事の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、公共工事及び共同住宅の新築工事以外の工事でかつ、あらかじめ発注者及び甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（提出書類）

第 13 条 工事着手にあたって提出のもの。

- (1) 建設業許可に関する事項
- (2) 現場代理人及び主任技術者の氏名
- (3) 雇用管理責任者の氏名
- (4) 安全衛生責任者・安全衛生推進者の氏名
- (5) 甲の指定する労務安全衛生関係提出書類
- (6) その他甲が施工上法律でおくことを義務づけられた有資格者などの氏名

(7) その他、甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる書類の記載内容について変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

#### (乙の関係事項の通知)

第14条 乙が、この工事の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせた場合は、乙は甲に対して、その契約に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく甲の定める様式により通知する。

(その契約に係る工事が数次の契約によって行われるときはその数次の契約を含む)

- (1) 受任者又は請負者の氏名及び住所  
(法人であるときは名称及び工事を担当する営業所の所在地)
- (2) 建設業の許可業種及び番号
- (3) 現場代理人及び主任技術者の氏名
- (4) 雇用管理責任者の氏名
- (5) 安全衛生責任者・安全衛生推進者の氏名
- (6) 工事の種類及び内容
- (7) 工期
- (8) その他甲が工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2. 乙は、甲に対して、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく書面をもってその旨を通知する。

#### (乙の指導)

第15条 乙は、受任者又は請負者に対し、次の各号に掲げる事項に関し指導、監督する義務を負う。

- (1) 雇用管理責任者、安全衛生責任者などの選任
- (2) 雇入通知書、労働者名簿、賃金台帳などの整備、確認
- (3) 賃金などの支払に関する事項
- (4) その他甲の指示する事項

#### (所 長)

第16条 甲は、工事現場に所長をおき、これを乙に通知する。

2. 所長は、甲に代わって、この約款に基づき次の各号に掲げる職務を行う。  
この場合、所長は、必要に応じ職務の一部を所員に処理させることができる。
  - (1) 契約の履行についての乙又は乙の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
  - (2) 設計図書に基づく施工のための詳細図の作成及び交付又は乙が作成したこれらの図書の承認
  - (3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査
3. 甲は、所長の職務につき前項と異なる定めをしたときは、書面をもって乙に通知する。

#### (乙の現場代理人及び主任技術者)

第17条 現場代理人は乙に代わって工事現場に常駐し、いっさいの事項を処理し、その責を負う。

ただし、工事現場の取締、安全衛生、災害防止又は就業時間など工事現場の運営に関する事項については、所長の指示に従う。

2. 現場代理人は、次の各号に掲げる事項とこの約款に基づく一切の権限（請負代金の変更、請負代金の請求及び受領、工事関係者に関する措置請求ならびに工事契約の解除に係るものを除く）を行使する。
  - (1) 工事の技術上、作業場の管理

- (2) 乙の被用者及び受任者又は請負者の指揮監督、安全、衛生の管理
  - (3) 作業所の災害、盗難の防止
  - (4) その他一切の事項の処理
3. 主任技術者は工事現場における工事施工の技術上の管理をつかさどる。
  4. 乙の現場代理人と主任技術者はこれを兼ねることができる。

(工事関係者に関する措置請求)

- 第18条 甲は、乙の現場代理人、主任技術者、その他乙が施工のために使用している請負者、作業員等で施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
2. 甲は、乙に所定の納期又は工程を守らせる為に必要があると認めた場合、乙に対して作業員、機械の増員等必要な措置をとらせることを求めることができるものとし、乙が正当な事由なく直ちにこれに応じないときは、乙の負担で甲は必要な措置をとることができる。
  3. 乙は、所長、現場監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、甲に対してその理由を明示した書面をもって、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
  4. 甲又は乙は、前1、3項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料及び工事用機器)

- 第19条 乙は、甲の検査に合格した工事材料を使用する。所長は、工事用機器について不相当と認めたときは、乙に対してその交換を求めることができる。また検査に通常要する費用は、乙の負担とする。
2. 乙は、工事現場に搬入した工事材料又は工事用機器を、工事現場外に搬出するときは、所長の承諾をうける。
  3. 第1項による不合格工事材料又は不相当と認めた工事用機器は、所長の指示によって乙が遅滞なく工事現場外に搬出する。
  4. 工事材料のうち設計図書にその品質が明示されていないものについては、中等の品質を有するものとし、所長との協議により決定する。

(立会い及び工事記録の整備)

- 第20条 乙は、調査を要する工事材料については、所長の立会いを受けて調査し、又は見本検査に合格したものを使用する。
2. 乙は、地中又は水中の工事その他施工後外から見るできない工事を施工するときは、所長の立会いを受けて施工する。
  3. 所長は、乙から前2項の立会い又は見本検査を求められたときは、遅滞なくこれに応ずる。
  4. 乙は、設計図書において見本若しくは工事写真等の記録を整備すべきものと指定された工事材料の調査又は工事を施工するときは、設計図書に定めるところにより、その見本又は工事写真等の記録を整備し、所長の要求があったときは、遅滞なくこれを提出する。

(支給材料及び貸与品)

第21条 甲から乙への支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、企画、性能、引渡し場所、引渡し時期、返還場所、返還時期は、設計図書に定めるところによる。

2. 工程の変更により引渡し時期及び返還時期を変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議してこれを変更する。この場合において必要があると認められるときは、工期又は請負代金額を変更する。
3. 所長は支給材料及び貸与品を、乙の立会いの上検査して引き渡す。  
この場合において乙はその品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認められた時は、遅滞なくその旨を書面で所長に通知する。
4. 甲は乙から前項後段の規定による通知（所長に対する通知を含む。）を受けた場合において必要があると認めるときは、設計図書で定める品質、規格若しくは性能を有する他の支給材料若しくは貸与品を引渡し又は支給材料若しくは貸与品の品質規格等の変更を行うことができる。  
この場合において必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して、工期又は請負代金を変更する。
5. 乙は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって、使用及び保管し、乙の故意又は過失によって支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に現状に復し若しくは代品を納め、又はその損害を賠償する。
6. 乙は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後第3項の検査により発見するとが困難であった隠れた瑕疵があり、使用に適当でないと認められるときは、遅滞なく所長にその旨を通知する。  
この場合においては、第4項の規定を準用する。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第22条 乙は、施工が設計図書に適合しない場合において、所長がその改造を請求したときは、これに従う。

(これによって請負代金額及び工期は変更しない。)

ただし、その不適合が所長の指示によるなど甲の責に帰すべき理由によるときは、改造に要する費用は甲の負担とし、必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して工期を変更する。

2. 甲は、乙が前項の改造を行わないとき、又はこれを行わないことが明らかであるときは甲の責に帰すべき場合を除き、乙の費用負担において、自ら行うか又は第三者にこれを行わせることができる。

(条件変更等)

第23条 乙は、施工にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を所長に通知し、その確認を求める。

- (1) 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと
  - (2) 設計図書の表示が明確でないこと  
(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書に誤り又は脱漏があることを含む)
  - (3) 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること
  - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと
2. 所長は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、乙に対してとるべき措置を指示する。
  3. 第1項各号に掲げる事実が甲と乙間において確認された場合において、必要があると認められるときは、設計図書を訂正し、工事内容、工期若しくは請負代金額を変更する。

この場合において、工期又は請負金額の変更については、甲と乙とが協議して定める。

4. 甲は、工期の変更をするときは、変更後の工期を建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間としてはならない。

#### （工事の変更、中止等）

第24条 甲は、必要あると認めるときは、書面をもって乙に通知し、工事内容を変更し又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して工期又は請負代金額を変更する。

2. 工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工出来ないと認められるときは、甲は工事の全部又は一部の施工を中止させる。この場合において、必要があると認められるときは甲と乙とが協議して、工期又は請負代金額を変更する。
3. 甲は、前2項の場合において乙が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は乙に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、又はその損害を賠償する。この場合における負担額又は賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

#### （乙の請求による工期の延長）

第25条 乙は、天災、不可抗力、天候の不良などその責に帰することができない理由その他の正当な理由により、工期内に工事を完成することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、甲と乙とが協議して定める。

2. 前項の規定により工期を延長する場合において、必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。

#### （甲の請求による工期の短縮等）

第26条 甲は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、乙に対して書面をもって工期の短縮を求めることができる。  
この場合における変更日数は、甲と乙とが協議して定める。

2. 必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。

#### （賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

第27条 工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不相当となり、これを変更する必要があると認められるときは、甲と乙とが協議して請負代金額を変更する。

2. 甲と発注者との元請契約において、この工事を含む元請工事の部分について、賃金又は物価の変動を理由として請負代金額が変更されたときは甲又は乙は相手方に対し前項の協議を求めることができる。

#### （臨機の措置）

第28条 乙は、災害防止などのため必要あると認められるときは、甲に協力して臨機の措置をとる。

2. 乙が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲がこれを負担する。

この場合における甲の負担額は、甲と乙とが協議して定める。

(一般的損害)

第29条 第32条(完成検査及び引渡し)による完成検査前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他施工に関して生じた損害(この契約において別に定める損害を除く)は、乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第30条 施工について第三者(関連工事の請負人等を含む。以下本条において同じ。)に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を負担する。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたもの及び施工に伴い通常避けることができない事象により生じたものについては、この限りでない。

2. 前項の場合その他施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲及び乙が協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第31条 天災その他不可抗力によって、工事の出来高部分、現場の工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたとき乙は、その事実発生後直ちにその状況を甲に通知する。乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、甲がこれを負担する。

2. 損害額は、次の各号に掲げる損害につきそれぞれ該当各号に定めるところにより甲と乙とが協議して定める。
  - (1) 前項の損害は乙の負担とする。ただし、甲乙の協議により、乙の責に帰すべき事由に基づかないもので、重大なものと認められるものについては、甲の負担とする。
  - (2) 工事材料に関する損害。  
保険その他損害を填補するものがあるときは、前項の損害額からこれを控除する。
  - (3) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害。
  - (4) 天災その他不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は甲の負担とする。
3. 第1項の規定により、甲が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除する。
4. 天災その他の不可抗力によって生じた損害の片付けに要する費用は、甲がこれを負担する。  
この場合における負担額は、甲と乙とが協議して定める。

(完成検査及び引渡し)

第32条 乙は、工事を完成したときは、その旨を書面をもって甲に通知する。甲は、乙の立会いのものに遅滞なく完成確認の検査を行う。甲は、当該検査の結果を書面をもって乙に通知する。

2. 乙は、前項の検査に合格しない時は、遅滞なくこれを補修して甲の検査を受ける。
3. 乙は、甲が工事の完成を確認した後、書面をもって工事目的物の引渡しの申し出をし、甲は直ちにその引渡しを受ける。ただし、注文書に引渡期日の定めがあるときは、これによる。
4. 官公署の検査を必要とするときは、当該官公署の検査に合格しなければ竣功としない。
5. 甲は、乙が第3項の申出を行わないときは、請負代金の支払の完了と同時に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合において乙は直ちにその引渡しをする。

6. 乙が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず甲が受けないときは、引渡しまでに要する費用は甲が負担する。

(部分使用)

第33条 甲は前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部または一部を乙の同意を得て使用することができる。

2. 前項の場合においては、甲は使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。
3. 甲は、第1項の規定による使用により、乙に損害を及ぼし、又は乙の費用が増加したときはその損害を賠償し、又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は甲と乙が協議して定める。

(請負代金の支払方法及び時期)

第34条 この工事の請求代金の支払方法及び時期については注文書、注文請書の定めるところによる。

2. 甲又は乙は、やむを得ない場合には注文書、注文請書の定めにかかわらず、相手方の同意を得て請負代金の支払時期又は支払方法の変更を求めることができる。

(前金払)

第35条 乙は、注文書、注文請書に定めるところにより、甲に対して、前払金を請求することができる。

2. 甲が前払金を払った場合には、前払金支払時の契約条件に従い甲は次条第2項に規定する部分払い相当額から前払金の一部及び全部を控除することができる。

(部分払)

第36条 乙は、毎月月末締切で所長の検査に合格した出来高部分並びに工事現場に搬入した工事材料について、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を請求することができる。

2. 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行う。
3. 甲は、前項の支払に際し乙の請求金額の10%以内に相当する金額を保留金として控除し、注文書、注文請書に定めるところにより部分払を行うことができる。  
ただし、保留金の保留期間は工事完了後の支払時期或はその時期以内とする。

(完成時の支払)

第37条 乙は、この工事が第32条(完成検査及び引渡し)の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金全額の支払を請求することができる。

2. 甲は、前項の定めによる請求を受けたときは、注文書・注文請書の定めるところにより請負代金を支払う。

(賃金などの立替払)

第38条 乙が、賃金、下請負工事代金、材料代その他の支払いを遅滞し、乙に対しその支払いを勧告してもなお支払わないときは、甲は、乙の労働者、受任者又は請負者、材料納入業者等の書面による申出により、事情を調査のうえ、乙に代わってこれを立替払いすることができる。

2. 乙の受任者又は請負者が、賃金、材料代その他の支払いを遅滞したときは、乙は受任者又は請負者に代わって直ちにこれを支払う等適切な措置を講ずる。乙が適切な措置を直ちに講じないときは、甲は乙に代わってこれを立替払いすることができる。この場合、乙と受任者又は請負者との契約に係る工事が数次

の契約によって行われるときは、後次の全ての契約に係る受任者又は請負者についても同様とする。

3. 甲は、前2項の規定によって立替払いをしたときは、乙に対する立替金として処理することができる。
4. 甲は、この契約が解除された場合であっても、前3項に定める処置を行うことができる。

(所有権の帰属)

第39条 工事目的物の所有権は、工事の進捗に従い、そのつど甲に帰属する。

2. 工事現場に搬入した工事材料の所有権は、甲に帰属する。ただし、検査の結果不合格となった部分については、この限りでない。
3. 乙は、前2項の所有権の帰属につき、乙の再下請負契約において、乙の受任者又は請負者と同一趣旨の特約をしなければならない。

(部分払金等の不払に対する乙の工事中止)

第40条 乙は、甲が前払金又は部分払金の支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを求めたにもかかわらず支払いをしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、乙は遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を甲に通知する。

2. 第24条（工事の変更及び中止等）第3項の規定は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合について準用する。

(契約不適合責任)

第41条 甲は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求・損害賠償の請求、契約の解除をすることができる。前項本文の規定は、契約不適合が支給材料の性質若しくは監督員の指示によるものであるとき、又は契約不適合が重要でなくかつその修補に過分の費用を要するときは適用しない。ただし、乙が支給材料の性質又は監督員の指示を不相当であることを知りながら通知しなかったときは、この限りではない。

2. 前項の場合において、甲は、乙に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。  
乙が甲に工事目的物を引渡した後2年を経過する日までとする。  
ただし、その契約不適合が乙の故意又は重大な過失によって生じた場合は、甲に工事目的物を引渡した後10年を経過する日までとする。

3. 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。  
ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、乙がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

4. 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
5. 乙は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに甲に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。  
ただし、甲がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
6. 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は甲若しくは監督員の指示により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。  
ただし、受注者がその材料又は指示の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金)

- 第42条 乙の責に帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込のあるときは、甲は乙から損害金を徴収して工期を延長することができる。
2. 前項の損害金の額は、請負代金額から出来高部分に相当する請負代金相当額を控除し額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止等に関する法律」という。）第8条に定める割合で計算した額とする。
  3. 第1項の場合において、甲は甲の注文者あるいは他の関係業者から損害金などを求められたときは、乙は甲に対して前項の損害金のほかその額を支払わなくてはならない。
  4. 甲の責に帰すべき理由により、第35条（前金払）、第36条（部分払）、第37条（完成時の支払）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止等に関する法律第8条に定める割合で計算した遅延利息の支払いを甲に請求することができる。  
ただし、乙が一般建設業の許可業者で、個人企業または資本金が建設業法施行令第7条の2で定める額未満の法人であるときは、建設業法施行規則第14条に定める割合で計算した遅延利息とする。

#### (甲の解除権)

- 第43条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく工事契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。
  - (2) その責に帰すべき理由により工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (3) 乙の居所が不明のとき、乙が無能力者となったとき、工事を放棄したとき、又は正当な理由がないのに工事を休止したとき。
  - (4) 工事の施工技術、労務管理、安全衛生管理等が著しく不良で、甲に重大な迷惑を及ぼし又はその恐れのあるとき。
  - (5) 仮差押え、差押え、仮処分若しくは競売の申請又は破産の宣告、手形交換所の取引停止処分、その他事業の継続が困難と認められる事由が発生したとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、又は所長の指示に従わず、この契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (7) 第46条（乙の解除権）第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
2. 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、工事の出来高部分及び部分払の対象となった工事

材料の引渡しを受ける。ただし、その出来高部分が設計図書に適合しない場合はその引渡しを受けないことができる。

3. 甲は、前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来高部分及び工事材料に相応する請負代金相当額を乙に支払う。
4. 前項の場合において、前払金があったときは、その前払金の額を前項の出来高部分及び工事材料に相応する請負代金相当額から控除する。
5. 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、乙に対して、その解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

#### (甲の任意解除権)

第44条 甲は、工事が完成しない間は、第44条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、本契約を解除することができる。

2. 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。
3. 元請契約が解除され、又は元請工事内容の変更等により、この契約の目的が消滅したときは、この契約は当然その効力を失う。

#### (反社会的勢力との関係排除)

第45条 甲及び乙（乙の経営幹部等及び受任者又は請負者を含む。）は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関連企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力ではなく、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 甲は、乙または乙の受任者又は請負者が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告を要しないでこの契約を解除することができる。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」という。）に属すると認められる場合。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合。
  - (3) 反社会的勢力と何らかの取引関係にあると認められる場合。
  - (4) 反社会的勢力から不当要求または工事妨害を受けた場合に、これを断固として拒否するとともに、甲に報告するなど適切な対応をしない場合。
3. 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に損害が生じても、甲は何らこれを賠償ないし補償することは要しない。  
また、契約解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

#### (乙の解除権)

第46条 乙は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第24条（工事の変更、中止等）の規定により工事内容を変更したため請負代金額が6 / 10以上減少したとき。
- (2) 第24条第1項又は第40条（部分払金等の不払に対する下請負人の中止）第1項の規定による工事の施工の中止期間が工期の1 / 2（最長6ヶ月）を超えたとき。  
ただし、中止が工事の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の工事が完了した後工期の1 / 4

(最長3ヶ月)を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が、この契約に違反し、その違反によって工事を完成することが困難となったとき。

(4) 甲が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき。

2. 第43条(甲の解除権)第2項から第4項までの規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。
3. 乙は、第1項の規定により、この契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を甲に対して請求することができる。この場合における賠償額は、甲と乙とが協議して定める。

#### (解除に伴う措置)

第47条 この契約を解除したときは、甲と乙とが協議して、当事者に対する物件について期間を定めてその引取り、あと片付けなどの処置を行う。

2. 前項の処置がおくれているとき、催告しても正当な理由なく、行われなるときは、相手方は代わってこれを行い、その費用を請求することができる。

#### (紛争の解決)

第48条 この約款の各条項において甲と乙とが協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他この契約に関して甲と乙との間に紛争を生じた場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会(以下「審査会」という。)のあっせん又は調停により解決を図る。

2. 甲及び乙は、その一方又は双方が前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定にかかわらず、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

#### (建設リサイクル法対象工事の告知)

第49条 甲が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)第9条に定める対象建設工事である場合、甲は契約時に乙に対して、同法第10条第1項の規定により届け出られた事項(同条第2項の規定による変更の届出があった場合には、その変更後のもの)について告知する。

2. 乙は、前項の告知を受けた場合、乙の受任者又は請負者に対して同様の告知を行なう。

#### (情報通信の技術を利用する方法)

第50条 この約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。

ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

#### (補 則)

第51条 この基本契約書ならびに約定書に定めのない事項については必要に応じ甲と乙とが協議して定める。